

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定で不開示とした情報のうち、次の部分について、警部補以下の警察職員の氏名及び印影を除いた情報を開示すべきである。

- 1 現金出納簿のうち、捜査諸雑費及び激励慰労費に係る「年月日」「摘要」「収入金額」「支払金額」の各欄（ただし、捜査諸雑費の「収入金額」「支払金額」欄については、平成15年度捜査報償費に係るもののうち事件捜査費の執行額が特定される月のものを除く。）
- 2 総括表の「前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額（△）」欄及び「本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額（△）又は追給額」欄のうち上記1で開示される捜査諸雑費の返納に係る金額
- 3 捜査費支出伺のうち、捜査諸雑費の記録部分（上記1で不開示とする、平成15年度捜査報償費に係るもののうち事件捜査費の執行額が特定される月のものの金額を除く。）
- 4 捜査費交付書兼支払精算書（上記1で不開示とする、平成15年度捜査報償費に係るもののうち事件捜査費の執行額が特定される月のものの金額を除く。）

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成16年4月26日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成13年度から平成15年度に尾道警察署で支出した捜査費（国費）、捜査報奨費（県費）の予算と決算に関する文書および個別執行に係る証拠書類（捜査費支出伺、支払精算書、領収書等）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、次の文書を特定した。

- (1) 平成13年度に尾道警察署で支出した捜査費（国費）及び捜査報償費（県費）に係る現金出納簿及び平成13年度・平成14年3月分支出証拠書類のうち返納決議書（添付書類を含む。）
- (2) 平成14年度及び15年度に尾道警察署で支出した捜査費（国費）及び捜査報償費（県費）に係る現金出納簿並びに各月分の支出証拠書類のうち表紙、総括表、捜査費支出伺（激励慰労費執行分、添付書類を含む。）、支払精算書（激励慰労費執行分、添付書類を含む。）及び返納決議書（添

付書類を含む。ただし、捜査費（国費）に限る。）

(3) 平成14年度及び15年度に尾道警察署で支出した捜査費（国費）及び捜査報償費（県費）に係る各月分の支出証拠書類のうち、激励慰労費執行分を除く、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書（添付書類を含む。）及び支払精算書（添付書類を含む。）

(4) 上記(1)を除いた、平成13年度に尾道警察署で支出した捜査費（国費）及び捜査報償費（県費）の予算と決算に関する文書及び個別執行に係る証拠書類（捜査費支出伺、支払精算書、領収書等）

実施機関は、これらの文書のうち、(1)及び(2)については、行政文書部分開示決定とし、(3)については、行政文書不開示決定（以下総称して「本件処分」という。）として、それぞれ平成16年6月16日に審査請求人に通知した。

なお、(4)については、条例附則第2項第3号の規定により、行政文書開示請求の対象ではないため、その旨を平成16年5月7日付けで、審査請求人に通知している。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成16年8月17日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分について、取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、条例の解釈適用を誤ったものであり、「公開しない理由」が明示されていないので、無効である。

現金出納簿の支出の月別累計は、警察庁の「審査基準」と同様に、公開している府県は多いので公開すること。

捜査費支出伺の平成15年の5月分の中に、19日付けで激励慰労費執行分の捜査費支出伺（48000円）が公開されているが、3か年でこれ1件だけなのになぜか、説明を求める。

捜査費交付書兼支払精算書の「課ごとの月別支出額」については、2003年1月16日仙台地裁判決で、「捜査協力者に支払った報償費については」公開するよう命じているので、公開すること。

捜査諸雑費支払伝票の食料費、会議費、旅費のうち、捜査活動に支障のない伝票の支払日及び支払額は公開すること。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件処分の対象となった行政文書（以下「本件対象文書」という。）について、部分開示又は不開示とした理由などについては、おおむね次のとおりである。

1 条例第10条第4号（犯罪の予防・捜査等情報）の該当性

まず、捜査協力者及び情報提供者（以下「捜査協力者等」という。）に関する情報については、そもそも捜査協力者等は、自らに関する情報が完全に秘匿されるものであるという期待と信頼を大前提に情報提供等に及ぶものであり、仮に部分的にでも捜査協力者等に関する情報が開示されたことが分かれば、その心理的影響は計り知れず、これまでの信頼関係に支障を来し、以後の協力を受けることができなくなるおそれ、また、捜査協力者等の存在を推察した犯罪組織等により捜査協力者等が非常に危険な状態に陥るおそれがあるため、捜査協力者等が割り出される可能性を限りなくゼロに近づけなければならない。また、個別の交付額から謝礼金価が推測されることで、捜査協力者等と警察との関係に悪影響を生じるおそれもある。

個別の文書については、次のとおりであるが、仮に一般的には開示することが何ら支障がないと思われる情報についても、被疑者等の事件関係者は、調査活動等によって事件に関する独自の情報を有している可能性があり、それがどの程度か分からない以上、当該情報との照合・分析により、逃走、証拠隠滅を図るおそれや捜査手法等に応じた対抗手段を講じられるおそれ又は捜査協力者等が割り出されるおそれがあることから、実施機関としては条例の目的に反することなく、考えられる事案を想定し、あくまでも合理性があると認められる範囲内で、本件対象文書に記録された情報を不開示としたものである。

(1) 現金出納簿

捜査費・捜査報償費の個別の執行情報は、捜査活動を費用面から表すものであり、これを事件ごとの一連のものにとらえれば事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法等といった各種捜査情報を反映する情報といえる。これらの情報を公にすれば、当該事件捜査に係る種々の捜査情報が明らかになり、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、更なる犯罪等を図るおそれがある。

月別の執行額、累計額及び繰越額等は、その変動状況と他の情報との比較分析をすることにより、捜査の動向、進捗状況が推測され、被疑者等の事件関係者において、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあるほか、すでに終結した事件等であっても、過去の事案等と比較・分析をすることにより、犯罪を企図する者において対抗措置を講じられ、将来における犯罪行為を容易にさせるおそれがある。

被疑者であれば、担当所属又は警察署が分かることから、公刊情報と比較分析をすることにより、捜査の手が伸びていることをかなりの確度で

知ることが可能となる。

また、個別の執行部分のみを不開示としても、月ごとの行の厚みからおよその執行件数が判明し、捜査の動向、進捗状況が推測されるおそれがあるし、そもそも年月日・摘要欄・金額は一連の情報であり、部分開示は適当ではない。

さらに、「摘要」欄には捜査費、捜査報償費を執行した警察職員の階級及び氏名が記載されており、これらの情報を公にすれば、捜査協力者等が推測され、捜査協力者等や捜査員のみならずその家族までもが被疑者等の事件関係者から危害を加えられたり、嫌がらせを受けたりするおそれがある。

捜査諸雑費については、受入は月の初日、返納は最終開庁日であるが、中途交付や捜査員の出張等の事情により返納が翌月になる場合もあり、これらの日付が明らかになると、捜査の動向が推察される。

審査請求人が意見書で述べている「審査基準」は、「国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準」を指していると思われるが、警察庁等が行う情報公開に係る決定について規定されているものであり、本県の事案に適用されるものではない。また、他県で開示されているとの主張については、条例は各県ごとに定められていることから、本県の捜査活動の実情に基づき判断されるべきである。

(2) 総括表

総括表は支出証拠書類を月ごとに編てつする際、当該月の繰越額、受入額、支払額、残額等を記載する文書である。

月別の繰越額、受入額、支払額、残額等は公にすれば、その変動状況と他の情報とを比較・分析することにより捜査の動向、進捗状況が推測され、被疑者等の事件関係者において、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがある。

(3) 捜査費支出伺

捜査費、捜査報償費の支出伺は、事件捜査費については執行の都度、捜査諸雑費については、原則として月の初めに作成するものであり、個別の執行に係る支出額及び支出の事由が明記されている。これらの内容を公にすれば、捜査の動向、捜査手法が明らかとなる。既に終了している事件であっても、犯罪企図者において、今後の同種事件における対抗手段を講じられるおそれがある。

捜査員の氏名等を公にすれば捜査員や捜査協力者等が特定され、これらの者のみならずその家族までもが被疑者等の事件関係者から危害を加えられたり、嫌がらせを受け、これにより、捜査協力者等から今後の協力を得られなくなるおそれがある。

事件捜査費の支払事由は具体的な内容を記載しており、この記載が公になれば、特定事件の捜査の事実、捜査手法、進捗状況等が明らかとな

る。

捜査諸雑費についても、公にすると、執行が予想される捜査員の人数から捜査体制、中間交付者が保管する保留分の額からは今後の捜査の活発化が推測される。

(4) 捜査費交付書兼支払精算書

捜査費交付書兼支払精算書は、中間交付者から捜査諸雑費を捜査員に交付した際に作成し、併せて精算の状況も記載する文書であり、個々の捜査員の氏名・印影、交付額、支払額、返納額等、正に捜査費・捜査報償費の個別の執行に関する情報が記録されており、これらの内容を公にすれば、捜査の動向、捜査手法が明らかになるとともに、捜査員や捜査協力者等が特定され、被疑者等の事件関係者に対抗措置を講じられるおそれがある。

また、金額等を部分開示した場合、中間交付者の人数が明らかになるとともに、金額の変動から、捜査の動向、進捗状況が推測され、上記のようなおそれがある。

なお、各所属の捜査員の人数は、事件発生時の対処能力等が明らかになること、また、事件に応じて捜査員の人数は異なるため、事件捜査に係る捜査体制及び進捗状況が明らかになることから、公にしていない。

(5) 捜査諸雑費支払伝票

捜査諸雑費支払伝票は、捜査費・捜査報償費を執行の都度作成する文書であり、執行を証明する書類として領収書が添付されている。また、支払伝票はまとめて捜査費交付書兼支払精算書に証明資料として添付している。

その内容は、支払日、支払額、支払先、支払事由等、正に捜査に密接した情報であり、これらの情報を公にすれば、被疑者等の事件関係者において、対抗措置を講じられ、捜査に支障を来すほか、捜査協力者等が特定され、生命の危険さえ及ぼしかねない。

仮に支払日、金額等を部分開示したとしても、作成された枚数により捜査の活発さが推測できるし、捜査員の支払額を合計すれば、各月分の支払額となり、この金額の変動から捜査の動向等が推測される。

なお、捜査費には、異議申立人が述べているような「食糧費」「会議費」「旅費」といった区分はない。

(6) 支払精算書

支払精算書は、事件捜査費を執行した都度作成する文書であり、執行を証明する書類として領収書を添付している。その内容は、支払日、支払額、支払先、支払事由等、正に捜査に密接した情報が記録されている。これらの情報を公にすれば、被疑者等の事件関係者に対抗措置を講じられるほか、捜査協力者等が特定され、生命の危険さえ及ぼしかねない。

仮に個人情報を除いた部分だけ開示したとしても、金額から用途や提

供を受けた情報の重要性などが推測され、当該事件に係る捜査動向が推察されたり、捜査協力者等が推測されるおそれ、又はその件数から捜査の活発さ等が推測されるおそれがある。

(7) 領収書

領収書は、上記(5)及び(6)に添付する書類であり、その内容は、支払日、支払額、支払先、支払事由等、正に捜査に密接した情報が記録されており、これらの情報を公にすれば、被疑者等の事件関係者において、対抗措置を講じられ、捜査に支障を来すほか、捜査協力者等が特定され、生命の危険さえ及ぼしかねない。

また、購入先から捜査員が特定されるおそれもある。

なお、不開示決定をした文書について、仮に個別の執行情報のみを不開示とする部分開示にしたとしても、その枚数から、執行件数が推測されるとともに他の情報との比較・分析により捜査の動向、進捗状況、捜査拠点などが推測され、被疑者等の事件関係者において、逃亡、証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがある。

また、支出証拠書類については、それぞれ1枚ずつが一連の情報であり、それを部分開示することまでも義務づけているとは解されないし、仮に部分開示したとしても、「取扱者」欄等の印影や、所属名などは有意なものとは考えられない。

2 条例第10条第2号（個人情報）の該当性

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、一定の場合を除き、不開示とすることを定めたものである。

本号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」を不開示とする個人情報から除くことを定めている。

当県警察職員の「氏名」の場合、「慣行として公にしている」職員の範囲は、警部及び同相当職（課長補佐）以上の職員であり、警部補及び同相当職（係長）以下の職員については、従来から慣行として公にしていなかったこと、開示決定時点において公表予定情報としていないことから、条例第10条第2号ただし書イには該当しないため、不開示としている。

(1) 捜査費及び捜査報償費の現金出納簿、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、捜査諸雑費支払伝票並びに支払精算書に記載された警部補以下の職員の氏名については、上記の理由から、条例第10条第2号に該当すると判断した。

(2) 捜査費及び捜査報償費の捜査諸雑費支払伝票、支払精算書並びに領収書に記載された捜査協力者等の氏名等は、特定の個人が識別され、又は

識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書のいずれにも該当しないため、条例第10条第2号に該当すると判断した。

3 その他

審査請求人は、激励慰労費の執行回数について説明を求めている。

激励慰労費は、長期にわたる重要事件等において、過酷な捜査活動に従事する捜査員に対し、士気を鼓舞し、その労を慰めるために執行されるものであるが、激励慰労費の執行件数に係る説明は、本件処分とは関係のない事項であり、不要と考える。

第5 審査会の判断

1 捜査費及び捜査報償費の概要

実施機関が執行する捜査活動に係る費用のうち、国費である捜査費及び県費である捜査報償費（以下「捜査費等」という。）は、経費の性質上、特に緊急を要し、通常の手続きを経ずして捜査に支障を来し、又は秘密を要するため、通常の手続きを経ることができない場合に使用できる経費であり、現金で執行することが認められている。

その用途は捜査協力者等に対する謝礼や聞込み、張込み及び追尾等に際して必要な諸経費、捜査協力者等との接触などに要する経費である。

捜査費等の執行に当たっては、事件捜査費と捜査諸雑費に区分して執行し、事件捜査費は、執行の必要がある都度、取扱者（警察署の署長等）が決定して捜査員に交付し、その都度精算させている。

他方、捜査諸雑費は、各捜査員の判断で執行できる少額かつ多頻度の経費であり、月初めに取扱者が中間交付者（警察署の課長等）に配布し、中間交付者から各捜査員に概算額を交付し、各捜査員はその執行の都度中間交付者に報告し、月末に中間交付者において各捜査員の執行のとりまとめをさせ、取扱者に対する支払精算を行わせている。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、捜査費等の支出に当たって作成されたものであるが、そのうち、実施機関が部分開示又は不開示としたものは、次のとおりである。

ただし、実施機関は、捜査費支出伺、支払精算書及び領収書のうち激励慰労費の執行に係るものについて、警部補以下の警察職員の氏名及び個人の印影を、条例第10条第2号（以下「第2号」という。）に規定する個人情報に該当するとして不開示とした以外は、開示している。

(1) 現金出納簿

取扱者は、現金出納簿を備え、現金の出納を記載することとされている。

現金出納簿には、年月日、摘要、収入金額、支払金額、差引残額が記

載されている。また、各月及び各年度の末には、収入及び支出の累計の金額を算定して記録するとともに、当該月末又は年度末時点での差引残額を記録している。

実施機関は、条例第10条第4号（以下「第4号」という。）に規定する犯罪の予防・捜査等情報に該当するとして、現金出納を記載するページについて、各年度末の累計及び年度末時点の差引残額を除く金額並びに年度当初の捜査費等の受入及び年度末の返納に係るものを除く捜査費等の受入、交付又は返納に係る年月日及び摘要を不開示としている。

また、現金出納簿に記載されている警部補以下の職員の氏名については、第2号該当性も主張している。

(2) 総括表

総括表は、支出証拠書類を月ごとに編てつする際に作成される書類である。

同書類には、当該月の繰越額、受入額、支払額、残額及び交付を受けた捜査費等を翌月に精算した場合等の返納額等が記録されている。また、取扱者の職氏名が記載され、押印されている。

実施機関は、第4号に該当するとして、年度当初の繰越額及び「前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額（△）」欄の金額並びに年度末の残額を除く金額を不開示としている。

(3) 捜査費支出伺

捜査費支出伺は、取扱者が捜査員又は中間交付者に事件捜査費又は捜査諸雑費を交付するに当たって、取扱補助者（警察署の副署長等）が支出に関する取扱者の判断（決裁）を伺うために作成する書類である。

同書類には、作成年月日、金額、交付を受ける職員の所属、階級及び氏名、内訳として交付される職員の官職、氏名、金額、支出事由、交付年月日が記録されている。また、取扱者、補助者が押印し、出納簿登記の確認の押印もされている。

実施機関は、第4号に該当するとして全体を不開示とするとともに、記載されている警部補以下の職員の氏名について第2号該当性も主張している。

(4) 支払精算書

支払精算書は、捜査員が取扱者等に対し、捜査員が執行した事件捜査費の執行報告と精算をするために提出する書類である。

同書類には、作成年月日、あて名、作成者の階級及び氏名、同人の押印、事件捜査費を受領した年月日、既受領額、支払額、差引過不足額が記録され、さらに、支払額内訳として、支払年月日、支払事由、金額が記録されている。また、精算の結果の返納又は不足額の領収の別及びその年月日も記録されており、領収印も押印される。さらに、取扱者、取扱補助者が押印するとともに、出納簿登記の確認の押印がされ、領収書

を徴することができなかつた場合は、取扱者の確認印も押印されることとされている。

実施機関は、第4号に該当するとして全体を不開示とするとともに、記載されている警部補以下の職員及び捜査協力者等の氏名等について第2号該当性を主張している。

(5) 捜査費交付書兼支払精算書

捜査費交付書兼支払精算書は、あらかじめ月初めに中間交付者を經由して捜査員に交付された捜査諸雑費について、中間交付者が取扱者等に対し、当月分の精算をするために作成される書類である。

同書類には、作成年月日、あて名、中間交付者の階級及び氏名、押印、中間交付者が捜査諸雑費を概算金額で受領した年月日、既受領額、交付額、支払額、返納額と、内訳として捜査員への交付年月日、交付を受けた者の官職及び氏名、交付額、支払額、返納額及び各小計が記録されており、確認印が押印されている。また、取扱者、取扱補助者が押印し、出納簿登記の確認の押印もされている。

実施機関は、第4号に該当するとして全体を不開示とするとともに、記載されている警部補以下の職員の氏名について第2号該当性を主張している。

(6) 捜査諸雑費支払伝票

捜査諸雑費支払伝票は、中間交付者から捜査諸雑費の交付を受けた各捜査員が、捜査諸雑費の執行を中間交付者に報告するための書類である。

同書類には、作成年月日、作成者の階級、氏名及び押印、支払年月日、金額、支払先、支払事由が記録されている。

実施機関は、第4号に該当するとして全体を不開示とするとともに、記載されている警部補以下の職員及び捜査協力者等の氏名等について第2号該当性を主張している。

(7) 領収書

領収書は、上記(5)及び(6)に添付又は貼付されるものである。

実施機関は、第4号に該当するとして全体を不開示とするとともに、記載されている捜査協力者等の氏名等について第2号該当性を主張している。

3 本件処分の妥当性について

(1) 第4号該当性について

第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とするべき情報として定めている。

実施機関は、本件対象文書のうち上記2の(1)から(7)の文書について、

第4号に該当するとして、本件処分を行ったとしているため、この点について検討する。

ア 現金出納簿について

上記2の(1)のとおり、取扱者は、捜査費等の執行について現金の出納を明らかにした現金出納簿を備えるものとされている。そして、その記録内容にかんがみると、現金出納簿のうち事件捜査費についての記録部分は、取扱者の捜査員に対する捜査費等の交付に関する情報が記録されているものであるところ、それは各捜査員による捜査費等の具体的な執行状況を推知する手がかりとなり得るものである。また、審査会で見分したところ、特にその摘要欄には、特定の事件名など、具体的な捜査費等の執行についての情報が記録されている場合も見受けられた。

これに対し、現金出納簿のうち捜査諸雑費の記録部分については、取扱者の中間交付者に対する捜査諸雑費の交付に関する情報が記録され、摘要欄にも、例えば何月分の捜査員何名に対する捜査諸雑費であるかといった程度の記録がされるにとどまるものであり、そこから具体的な捜査状況が推測できるものとも考え難く、捜査費等の具体的な執行についての情報が記録されているということはできないし、実施機関は、月別の累計及び残額を不開示としていることから、捜査諸雑費の記録部分の開示により、事件捜査費の執行額が明らかになることはない。

そうすると、現金出納簿のうち事件捜査費に関する記録部分については、実施機関の判断のとおり、第4号に該当し、不開示が妥当と認められるが、捜査諸雑費の記録部分については、第4号該当性は認められず、開示すべきである。

また、激励慰労費の執行に係る記録部分については、そもそも実施機関は捜査費支出伺及び支払精算書を開示しており、その中で支出時期や支出金額は既に明らかになっていることから、開示すべきものと認められる。

ただし、審査会で現金出納簿を見分したところ、捜査諸雑費及び激励慰労費の記録部分のうち、差引残額については、開示することにより事件捜査費の額が明らかとなるおそれが、また、現金出納簿のうち平成15年度の捜査報償費に係るものについては、捜査諸雑費の交付額及び返納額をすべて開示してしまうと、事件捜査費の額が明らかになるおそれが認められた。

このため、捜査諸雑費及び激励慰労費の記録部分のうち、差引残額と平成15年度の捜査報償費に係るもののうち、事件捜査費の執行月の捜査諸雑費の交付額及び返納額については、第4号に該当し、不開示とする情報と認められる。

イ 支出証拠書類のうち総括表について

上記2の(2)のとおり、総括表には、金額を記載する欄として、「前月より繰越額」「本月受入額」「本月支払額」「残額」「前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額(△)」及び「本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額(△)又は追給額」が設けられている。

このうち、「前月より繰越額」「本月受入額」「本月支払額」及び年度末を除いた「残額」欄に記載された金額については、現金出納簿において捜査諸雑費の情報を開示すべきと判断していることから、これらの情報までも開示することとなると、当該月の事件捜査費の執行額が明らかになるおそれがあるため、第4号に該当し、実施機関の判断のとおり、不開示が妥当と認められる。

次に「前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額(△)」欄及び「本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額(△)又は追給額」欄には、捜査員の出張等の事情によって交付した翌月に返納又は追給された捜査費等の金額が記載されている。

このうち捜査諸雑費に係る金額については、審査会で見分したところ、現金出納簿に記載されている中間交付者からの返納額と同一であることが認められた。

そうすると、それは現金出納簿に記載されている捜査諸雑費と同様に、その金額から具体的な捜査状況が推測できるとは考え難く、第4号該当性は認められず、開示すべきである。

ウ 支出証拠書類のうち激励慰労費に係るものを除く捜査費支出伺について

事件捜査費のうち、捜査協力者等に関する情報が含まれるものについては、その捜査が終了しているか否かにかかわらず、捜査協力者等が判明した場合には、被疑者等が捜査協力者等に接触し、または、報復などをするおそれがあり、そのような状態では、情報提供及び捜査協力を得ることが困難になることは容易に予想できる場所である。したがって、捜査協力者等を識別できる情報は、第4号に該当すると認められる。

また、捜査協力者等が識別できる情報以外でも、各捜査員による捜査費等の具体的な執行についての情報は、各捜査員による具体的な捜査状況を反映したものというべきであるところ、各捜査員による具体的な捜査についての情報は、捜査の密行性の要請等に照らすと、第4号に該当するといえ、そうである以上、捜査費等の具体的な執行についての情報も同号に該当するというべきである。

そうすると、事件捜査費に係る捜査費支出伺は、執行の必要がある都度、捜査員から事前に交付申請がされ、個別金額を決定した上で現金を交付するものであって、かつ、捜査費支出伺には、交付を受ける捜査員の官職、氏名、金額、支出事由、交付年月日が記載されるから、

これらの情報が公開されると、当該事件捜査費が捜査協力者等に対して支払われる捜査費等である場合は、捜査協力者等の割出しの手がかりとされる危険性があり、それ以外の用途に使用される金員も、各捜査員による具体的な捜査の動向を探る手がかりとされる危険性がないとはいえないところである。

このことから、捜査費支出何のうち事件捜査費に係るものについては、実施機関の判断のとおり、第4号に該当し、不開示が妥当と認められる。

一方、捜査諸雑費についての捜査費支出何については、取扱者の中間交付者に対する捜査諸雑費の交付に関する情報が記録されるものである。そして、捜査諸雑費に関する捜査費支出何には、支出事由欄にも何月分の捜査員何名に対する捜査諸雑費であるかが記録されているのみであり、捜査費等の具体的な執行についての情報が記録されているということとはできない。

この点について、実施機関は、執行が予想される捜査員の人数から捜査体制が、中間交付者が保管する保留分の金額から今後の捜査の活発化が推測され、被疑者等の事件関係者において逃亡、証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあると主張する。しかし、上記のとおり捜査諸雑費についての捜査費支出何には、中間交付者への捜査諸雑費の交付に係る情報が記載されているのみであり、そこから具体的な捜査状況が推測できるとは考え難く、そのおそれは極めて抽象的なものといわざるを得ない。

このことから、捜査費支出何のうち捜査諸雑費に係るものについては、第4号該当性は認められず、開示すべきである。

ただし、上記アで、現金出納簿において、平成15年度の捜査報償費の事件捜査費の額を明らかにしないために不開示とする金額については、捜査諸雑費に係る捜査費支出何においても、第4号に該当し、不開示とする情報と認められる。

エ 支出証拠書類のうち激励慰労費に係るものを除く支払精算書について

支払精算書は、捜査員が取扱者に対し、捜査員が執行した事件捜査費の執行報告と精算をするために提出する書類であり、それ自体が、各捜査員が交付を受けた捜査費等について、実際に捜査費等を具体的に執行した内容に照らした精算についての情報を記録したものであって、各捜査員による捜査費等の具体的な執行についての情報というべきである。

そうすると、支払精算書の記録内容が第4号の不開示情報に当たるとの実施機関の判断は、妥当であると認められる。

オ 支出証拠書類のうち捜査費交付書兼支払精算書について

捜査費交付書兼支払精算書は、あらかじめ月初めに中間交付者を経

由して捜査員に交付された捜査諸雑費について、中間交付者が取扱者等に対し、当月分の精算をするために作成される書類であって、中間交付者が各捜査員に対して交付した現金に照らした精算についての情報が記録されているものであり、その情報自体は、各捜査員による捜査費等の具体的な執行についての情報とはいえない。また、捜査費交付書兼支払精算書に設けられた記録欄に照らしても、同書面には、各捜査員の具体的な捜査費等の執行の内容、例えば具体的な事件名などを記録することは予定されていないというべきである。

この点について、実施機関は、開示によって、捜査の動向、捜査手法が明らかになり、捜査員や捜査協力者等が特定され、被疑者等の事件関係者に対抗手段を講じられるおそれがあると主張する。しかし、上記のとおり捜査費交付書兼支払精算書に記録されているのは、各捜査員の具体的な執行についての情報ではなく、記載される捜査員の情報も中間交付者のもののみであり、各部署単位での捜査諸雑費の執行についての情報が判明したのみで捜査手法が推測されるとは考えられず、実施機関の主張するおそれは極めて抽象的にすぎないというべきである。

そうすると、捜査費交付書兼支払精算書については、第4号該当性は認められず、開示すべきである。

ただし、上記アで、現金出納簿において、平成15年度の捜査報償費の事件捜査費の額を明らかにしないために不開示とする金額については、捜査費交付書兼支払精算書においても、第4号に該当し、不開示とする情報と認められる。

カ 支出証拠書類のうち支払伝票について

支払伝票は、中間交付者等から捜査諸雑費の交付を受けた各捜査員が、捜査諸雑費の執行を中間交付者に報告するための書類であり、そこに設けられた記録欄に照らしても、捜査費等の具体的な執行についての情報が当然に含まれているというべきである。

そうすると、支払伝票の記録内容が第4号の不開示情報に当たるとの実施機関の判断は、妥当であると認められる。

キ 支出証拠書類のうち激励慰労費に係るものを除く領収書について

領収書は、支払精算書及び支払伝票に添付又は貼付されることが予定されているものであり、実際に捜査費等を執行した各捜査員が、その相手方から徴取するものであるから、領収書には、捜査費等の具体的な執行についての情報が含まれているというべきである。

また、捜査協力や情報提供に対する報償として支払われた場合、領収書には、捜査協力者等の氏名が記載されることになっており、その記載により捜査協力者等が特定されることになり、その場合、捜査協力者等に被疑者等の事件関係者が接触又は報復を加えるおそれは容易に想定できるところである。

そうすると、領収書の記載内容が第4号の不開示情報に当たるとの実施機関の判断は、妥当であると認められる。

(2) 第2号該当性について

第2号は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とするべき情報として定めている。

ただし、同号ただし書イ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又はハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示するものと規定している。

実施機関は、捜査費等を執行した捜査員のうち警部補以下の警察職員の氏名及び捜査協力者等の氏名等について、第2号該当性を主張しているため、このことについて検討する。

ア 警部補以下の警察職員の氏名等について

当審査会で対象文書を見分したところ、捜査費支出伺、支払精算書等に警部補以下の警察職員の氏名が記載されているもの、当該職員の印が押印されているものの存在が認められた。

これらの氏名等は、いずれも個人が識別できるものであり、第2号に該当する。そして、知事部局等に所属する職員の氏名については、職員録等で公表されているが、実施機関の主張しているように、警部補以下の警察職員の氏名は公表していないと認められるため、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロに該当しないことは明らかであるし、氏名等は同号ただし書ハに規定する「職名及び職務遂行内容」ではない。

したがって、警部補以下の警察職員の氏名等は、第2号に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とする情報であると認められる。

イ 捜査協力者等の氏名等について

当審査会で対象文書を見分したところ、支払精算書、支払伝票、領収書に、捜査協力者等の住所氏名等又は印が記載又は押印されているもの、領収書の発行者の担当者の氏名又は印が記載又は押印されているものの存在が認められた。

これらの情報は、いずれも特定の個人が識別され得るものであることから第2号に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるため、捜査協力者の氏名等については、不開示とする情報であると認められる。

(3) その他

審査請求人は、本件処分を、本件処分に係る不開示決定通知及び部分
開示決定通知に「『公開しない理由』が明示されていないので、無効で
ある。」と主張しているが、当審査会で本件処分に係る各決定書を見分
したところ、「公開しない理由」を記載していることが認められたため、
審査請求人のこの主張は採用できない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の結
論を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------------|------------------------------------------------|
| 16. 11. 11 | ・ 諮問を受けた。 |
| 16. 11. 18 | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。 |
| 16. 12. 13 | ・ 実施機関から理由説明書を収受した。 |
| 16. 12. 22 | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 17. 2. 4 | ・ 異議申立人から意見書を収受した。 |
| 17. 2. 7 | ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。 |
| 19. 9. 28 (平成19年度第5回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 19. 10. 30 (平成19年度第6回第1部会) | ・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。 |
| 19. 11. 28 (平成19年度第7回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 19. 12. 21 (平成19年度第8回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 20. 1. 30 (平成19年度第9回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 20. 2. 22 (平成19年度第10回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 20. 3. 24 (平成19年度第11回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 20. 4. 22 (平成20年度第1回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 20. 5. 26 (平成20年度第2回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

| | |
|----------------------|-------------------|
| 今 井 光 | 弁護士 |
| 眞 田 文 人 | 弁護士 |
| 鈴 木 玉 緒 | 広島大学大学院社会科学研究科准教授 |
| 西 村 裕 三 (部 会 長) | 広島大学大学院社会科学研究科教授 |